

仕様書

1. 概要

- (1) 件名 川越市上下水道管理センターほか16施設で使用する電気
- (2) 需要場所 埼玉県川越市大字的場2646番地1ほか16箇所
(詳細は別紙1のとおり)
- (3) 業種および用途 水道業、動力需要
- (4) 契約期間

- ・別紙1 請求グループA～Eの施設

令和9年3月1日午前0時から令和10年2月29日午後12時まで
1年・12箇月間（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）

この入札は、地方自治法第234条の3に基づく「川越市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に規定する長期継続契約に該当するものであり、当該入札執行後の契約については「翌年度以降の歳出予算の金額について減額又は、削除があった場合には当該契約は解除することができる」旨及び損害賠償に関する事項を契約書に記載する。

この契約の締結後に、消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正により、消費税額等の額に変動が生じた場合は、発注者は、この契約を何ら変更することなく契約金額に相当する消費税額等を加減して支払うものとする。ただし、税法上経過措置の対象となる場合には、経過措置が優先して適用される。

2. 仕様

- (1) 供給電気方式、供給電圧（標準電圧）、計量電圧（標準電圧）、標準周波数、供給方式および蓄熱式負荷設備の有無

- 1) 供給電気方式 交流3相3線式
- 2) 供給電圧（標準電圧） 6,000ボルト
- 3) 計量電圧（標準電圧） 6,000ボルト
- 4) 標準周波数 50ヘルツ
- 5) 供給方式 1回線方式
- 6) 蓄熱式負荷設備の有無 無

- (2) 予定契約電力および予定使用電力量

- 1) 予定契約電力 入札価格設定上の契約電力は別紙2のとおりとする。

ただし、実際の取引においては、各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と前月11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。

- 2) 予定使用電力量 別紙2のとおりとする。

ただし、気象条件や社会経済条件によって増減する可能性があるため、予定使用

電力量は、都合により予定使用電力量を上回り、又は下回ることができるものとする。

- (3) 電力量等の検針
別紙1のとおり
- (4) 需給地点
別紙1のとおり
- (5) 電気工作物の財産分界点
別紙1のとおり
- (6) 保安上の責任分界点
別紙1のとおり

3. 入札に関する事項

- (1) 川越市電力の調達に係る環境配慮指針
 - 1) 本件は、「川越市電力調達に係る環境配慮指針」（以下、「本指針」という。）の適用対象である。
 - 2) 本件の入札に参加するためには、本指針に定める所定の手続きを行い、入札の参加資格を得る必要がある。
- (2) 入札金額の積算
 - 1) 入札書に記載する金額は、消費税等相当額（消費税及び地方消費税の額）を含まない金額とし、別紙2に記載の予定使用電力量により各月ごとに全施設に係る料金を算定し、全ての月の総計（契約期間）を合計した総額を記入すること。
 - 2) 落札者は、落札後速やかに入札金額積算内訳書及び施設別入札金額積算内訳書を提出すること。
 - 3) 一切の諸費用を含めた金額を算定すること。
 - 4) 力率は別紙2のとおりとし、力率割引割増を考慮すること。
 - 5) 入札金額には、燃料費調整額（燃料費調整及び市場価格調整）、再生可能エネルギー発電促進賦課金は考慮しない。
 - 6) 施設別入札金額積算内訳書には、各社において設定する契約電力に対する年間を通しての単一の単価（施設別に異なる単価を使用する場合はそれぞれの単価）及び予定使用電力量に対する単価（月別、施設別に異なる単価を使用する場合はそれぞれの単価）を記載する（端数は小数点以下第3位で四捨五入する）。
 - 7) 常時電力基本料金、電力量料金及び総計等は消費税等相当額を含まない金額とする。
 - 8) 各月の総計に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てる。

4. 契約書の締結について

- (1) 契約書は、仕様書に基づき記載内容を協議により決定し、締結するものとする。

なお、その際、契約書（案）を提示することは可能とする。

- (2) 契約締結後の契約単価の見直しは、原則認めない。
- (3) 法令改正等の理由により契約書の内容を変更する際は、協議の上、対処するものとする。
- (4) 運用申し合せ書等については、契約締結後に協議の上、締結する。

5. 電気料金の算定

月毎の電力供給における料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は次のとおりとする。なお、施設ごとに計算する。

- (1) 契約電力および最大需要電力の単位は、1キロワットとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
- (2) 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
- (3) 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
- (4) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。

6. 料金の支払い

- (1) 月払いとする。
- (2) 1月毎に使用電力実績により料金を算出し、請求書を提出するものとする。
当該請求書が適法であることが認められる場合、発注者の支払い手続き事務を経た後、請求書受領日より30日以内にその電気料金を支払うものとする。
- (3) 請求書の様式は、インボイス制度に対応した様式とする。
- (4) 請求書は、別紙1の請求グループごとに作成し、それぞれの内訳書を添付すること。内訳書には、各施設の基本料金、使用電力量料金、燃料費調整額（燃料費調整及び市場価格調整）及び再生可能エネルギー発電促進賦課金、消費税等相当額等の内訳を記載し、請求根拠を明確にすること。その他詳細については、協議の上決定する。
- (5) 燃料費調整制度については、当該地域を管轄するみなし小売電気事業者が定める電気需給約款（高圧：2026年4月1日実施）のベーシックプランで適用される燃料費調整及び市場価格調整を適用する。
- (6) 請求時の単価は税込み価格を可とする。ただし、請求総額の内、消費税等相当額分を明記するものとする。

7. 特記事項

- (1) 供給に必要となる機器の設置及び運用に係る経費については、全て受注者の負担とする。

- (2) フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有していない。
- (3) 太陽光発電設備については、別紙1のとおり。
- (4) 非常用発電設備については、別紙1のとおり。
- (5) 各施設の月別使用電力量、最大需要電力及び力率の実績は、別紙3のとおり。
- (6) 発注者の求めに応じ、計量月報（30分電力量が分かるもの）を電子データで提供すること。
- (7) この契約により生ずる権利及び義務を第三者に譲渡し承継させることは認めない。
- (8) 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び契約書、仕様書に定めのないその他の供給条件については、当該地域を管轄するみなし小売電気事業者が定める電気需給約款（高圧：2026年4月1日実施）のベーシックプランに定める供給条件による。

8. その他

この仕様書に定めのない事項等については、協議の上決定するものとする。

別紙 1 需要場所及びその他の事項

No.	請求 グループ	施設名	需要場所	需給地点	電気工作物の 財産分界点	保安上の責任分界点	自動検針 装置の有無	検針方法	計量器の構成	自家発電設備の 設置状況	太陽光発電設備の 設置状況
1	A	上下水道管理センター	川越市大字的場 2 6 4 6 - 1	需要場所における上下水道局の施設した第 1 号柱上の 一般送配電事業者の架空引込線と上下水道局の開閉器電源側接続点	需給地点に同じ	電気工作物の 財産分界点に同じ	有	自動検針	電力需給用複合計器 (通信機能付)	150kVA (非常用) 50kVA (非常用)	5.28kW (売電なし)
2	B	新宿浄水場	川越市新宿町 6 丁目 1 0 - 4	需要場所における上下水道局の施設した第 1 号柱上の 一般送配電事業者の架空引込線と上下水道局の開閉器電源側接続点	需給地点に同じ	電気工作物の 財産分界点に同じ	有	自動検針	電力需給用複合計器 (通信機能付)	300kVA (非常用)	無
3		今福浄水場	川越市大字今福 3 3 3	需要場所における上下水道局の施設した第 1 号柱上の 一般送配電事業者の架空引込線と上下水道局の開閉器電源側接続点	需給地点に同じ	電気工作物の 財産分界点に同じ	有	自動検針	電力需給用複合計器 (通信機能付)	150kVA (非常用)	無
4		仙波浄水場	川越市大字大仙波 8 4 5 - 1	需要場所における上下水道局の施設した第 1 号柱上の 一般送配電事業者の架空引込線と上下水道局の開閉器電源側接続点	需給地点に同じ	電気工作物の 財産分界点に同じ	有	自動検針	電力需給用複合計器 (通信機能付)	625kVA (非常用)	無
5		霞ヶ関第二浄水場	川越市大字笠幡 8 5	需要場所における上下水道局の施設した第 1 号柱上の 一般送配電事業者の架空引込線と上下水道局の開閉器電源側接続点	需給地点に同じ	電気工作物の 財産分界点に同じ	有	自動検針	電力需給用複合計器 (通信機能付)	750kVA (非常用)	無
6		中福受水場	川越市大字中福 3 6 0	需要場所における上下水道局の施設した第 1 号柱上の 一般送配電事業者の架空引込線と上下水道局の開閉器電源側接続点	需給地点に同じ	電気工作物の 財産分界点に同じ	有	自動検針	電力需給用複合計器 (通信機能付)	1,000kVA (非常用)	無
7		霞ヶ関第一浄水場	川越市大字的場 2 1 7 3	需要場所における上下水道局の施設した第 1 号柱上の 一般送配電事業者の架空引込線と上下水道局の開閉器電源側接続点	需給地点に同じ	電気工作物の 財産分界点に同じ	有	自動検針	電力需給用複合計器 (通信機能付)	200kVA (非常用)	無
8		伊佐沼浄水場	川越市大字伊佐沼 7 0 0	需要場所における上下水道局の施設した第 1 号柱上の 一般送配電事業者の架空引込線と上下水道局の開閉器電源側接続点	需給地点に同じ	電気工作物の 財産分界点に同じ	有	自動検針	電力需給用複合計器 (通信機能付)	300kVA (非常用)	無
9		郭町浄水場	川越市郭町 2 丁目 1 9 - 1	需要場所における上下水道局の施設した第 1 号柱上の 一般送配電事業者の架空引込線と上下水道局の開閉器電源側接続点	需給地点に同じ	電気工作物の 財産分界点に同じ	有	自動検針	電力需給用複合計器 (通信機能付)	300kVA (非常用)	無
10	C	岸町下水道排水ポンプ場	川越市岸町 1 丁目 2 9 - 8	需要場所における上下水道局の施設した第 1 号柱上の 一般送配電事業者の架空引込線と上下水道局の開閉器電源側接続点	需給地点に同じ	電気工作物の 財産分界点に同じ	有	自動検針	電力需給用複合計器 (通信機能付)	無	無
11		鯨井雨水ポンプ場	川越市大字鯨井 1 2 7 6 - 2	需要場所における上下水道局の施設した第 1 号柱上の 一般送配電事業者の架空引込線と上下水道局の開閉器電源側接続点	需給地点に同じ	電気工作物の 財産分界点に同じ	有	自動検針	電力需給用複合計器 (通信機能付)	無	無
12		上新河岸雨水ポンプ場	川越市大字上新河岸 1	需要場所における上下水道局の施設した第 1 号柱上の 一般送配電事業者の架空引込線と上下水道局の開閉器電源側接続点	需給地点に同じ	電気工作物の 財産分界点に同じ	有	自動検針	電力需給用複合計器 (通信機能付)	無	無
13		霞ヶ関第二雨水ポンプ場	川越市上戸新町 3 7 - 2	需要場所における上下水道局の施設した第 1 号柱上の 一般送配電事業者の架空引込線と上下水道局の開閉器電源側接続点	需給地点に同じ	電気工作物の 財産分界点に同じ	有	自動検針	電力需給用複合計器 (通信機能付)	500kVA (非常用)	無
14		中島雨水ポンプ場	川越市大字寺尾 1 1 7 5 - 1	需要場所における上下水道局の施設した第 1 号柱上の 一般送配電事業者の架空引込線と上下水道局の開閉器電源側接続点	需給地点に同じ	電気工作物の 財産分界点に同じ	有	自動検針	電力需給用複合計器 (通信機能付)	200kVA (非常用)	無
15	D	月吉汚水中継ポンプ場	川越市大字野田 1 3 1 1 - 8 5	需要場所における上下水道局の施設した第 1 号柱上の 一般送配電事業者の架空引込線と上下水道局の開閉器電源側接続点	需給地点に同じ	電気工作物の 財産分界点に同じ	有	自動検針	電力需給用複合計器 (通信機能付)	175kVA (非常用)	無
16		芳野台汚水中継ポンプ場	川越市芳野台 2 丁目 8 - 1 9	需要場所における上下水道局の施設した第 1 号柱上の 一般送配電事業者の架空引込線と上下水道局の開閉器電源側接続点	需給地点に同じ	電気工作物の 財産分界点に同じ	有	自動検針	電力需給用複合計器 (通信機能付)	250kVA (非常用)	無
17	E	鴨田農業集落排水処理施設	川越市大字鴨田 1 4 8 7 - 1	需要場所における上下水道局の施設した第 1 号柱上の 一般送配電事業者の架空引込線と上下水道局の開閉器電源側接続点	需給地点に同じ	電気工作物の 財産分界点に同じ	有	自動検針	電力需給用複合計器 (通信機能付)	無	無

別紙 2 各施設予定使用電力量

No.	施設名	予定 契約電力 [kW]	予定 力率 [%]	予定使用電力量 [kWh]												
				令和9年										令和10年		合計
				3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	
1	上下水道管理センター	47	100	9,600	8,000	7,800	8,500	10,000	10,800	9,500	9,000	8,600	10,200	10,900	9,800	112,700
2	新宿浄水場	150	93	25,000	25,000	25,000	25,000	26,000	25,000	24,000	25,000	25,000	26,000	26,000	24,000	301,000
3	今福浄水場	108	98	20,000	20,000	20,000	20,000	21,000	21,000	20,000	21,000	20,000	21,000	21,000	19,000	244,000
4	仙波浄水場	254	96	32,000	31,000	32,000	31,000	33,000	32,000	31,000	32,000	31,000	33,000	32,000	30,000	380,000
5	霞ヶ関第二浄水場	314	100	117,000	115,000	118,000	116,000	121,000	119,000	114,000	119,000	115,000	121,000	120,000	112,000	1,407,000
6	中福受水場	348	100	158,000	155,000	159,000	156,000	163,000	160,000	153,000	160,000	155,000	163,000	162,000	151,000	1,895,000
7	霞ヶ関第一浄水場	176	100	24,000	24,000	24,000	24,000	25,000	25,000	24,000	25,000	24,000	25,000	25,000	23,000	292,000
8	伊佐沼浄水場	176	95	30,000	29,000	30,000	29,000	31,000	30,000	29,000	30,000	29,000	31,000	30,000	28,000	356,000
9	郭町浄水場	72	100	13,000	13,000	13,000	13,000	14,000	13,000	13,000	13,000	13,000	14,000	13,000	13,000	158,000
10	岸町下水道排水ポンプ場	22	100	1,100	860	730	700	730	750	690	900	830	1,300	1,400	1,200	11,190
11	鯨井雨水ポンプ場	56	97	1,200	820	720	730	840	1,000	710	1,400	960	1,500	1,700	1,400	12,980
12	上新河岸雨水ポンプ場	50	100	1,000	750	740	780	810	1,000	930	1,500	840	1,300	1,400	1,200	12,250
13	霞ヶ関第二雨水ポンプ場	183	100	3,700	3,000	3,000	3,000	3,400	3,700	3,200	3,700	3,300	4,000	4,100	3,700	41,800
14	中島雨水ポンプ場	41	96	530	460	450	500	490	610	510	850	550	530	540	470	6,490
15	月吉污水中継ポンプ場	121	98	11,200	11,600	11,500	13,500	15,000	15,100	19,300	22,400	15,300	13,200	11,100	9,500	168,700
16	芳野台污水中継ポンプ場	125	96	23,200	23,100	23,800	25,200	25,900	25,300	25,100	26,000	22,000	22,100	21,100	20,100	282,900
17	鴨田農業集落排水処理施設	34	100	14,200	15,200	14,900	15,200	15,100	15,800	16,200	15,700	16,500	15,500	15,300	15,300	184,900

別紙3 各施設の電気使用実績

No.	施設名	項目	令和7年					令和8年						
			8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
1	上下水道管理センター	契約電力[kW]	45	45	45	45	45	45	45	45	44	44	44	44
		最大需要電力[kW]	39	41	33	29	33	38	40	44	33	32	32	37
		使用電力量[kWh]	10,226	10,385	8,550	8,172	8,427	9,936	10,638	8,927	8,139	6,563	7,633	7,909
		力率[%]	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
2	新宿浄水場	契約電力[kW]	150	150	150	150	119	119	119	161	161	161	161	161
		最大需要電力[kW]	119	119	119	116	112	74	113	161	111	113	117	116
		使用電力量[kWh]	40,865	36,895	35,560	28,016	23,023	21,576	29,243	20,997	23,108	23,562	31,280	23,849
		力率[%]	98	98	99	95	99	89	89	89	88	88	89	89
3	今福浄水場	契約電力[kW]	108	108	108	108	86	86	86	111	111	111	111	111
		最大需要電力[kW]	85	86	85	83	81	81	81	111	80	83	85	84
		使用電力量[kWh]	28,823	26,246	25,654	23,656	23,430	24,432	25,839	13,501	18,054	16,855	21,473	15,824
		力率[%]	99	98	98	98	99	99	99	97	97	96	97	97
4	仙波浄水場	契約電力[kW]	254	254	254	254	250	250	250	254	254	254	254	254
		最大需要電力[kW]	240	209	209	250	242	209	240	254	250	245	252	245
		使用電力量[kWh]	28,728	26,165	21,634	25,997	24,091	19,973	23,767	22,712	25,142	25,502	27,408	29,206
		力率[%]	94	94	94	97	97	95	96	96	97	96	96	96
5	霞ヶ関第二浄水場	契約電力[kW]	314	317	317	317	317	317	317	317	317	317	317	317
		最大需要電力[kW]	293	317	300	314	302	300	300	295	305	302	300	302
		使用電力量[kWh]	125,378	124,795	118,272	120,991	120,326	125,551	121,219	105,785	118,195	115,082	119,194	117,710
		力率[%]	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
6	中福受水場	契約電力[kW]	348	343	343	343	343	343	341	341	341	341	341	341
		最大需要電力[kW]	338	338	338	338	341	336	341	336	338	338	338	341
		使用電力量[kWh]	155,513	147,982	138,811	147,502	145,286	146,150	152,770	134,287	148,812	144,830	153,257	150,986
		力率[%]	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
7	霞ヶ関第一浄水場	契約電力[kW]	176	176	176	176	157	157	157	157	157	157	157	157
		最大需要電力[kW]	125	125	124	124	157	123	124	110	121	124	124	127
		使用電力量[kWh]	24,775	25,660	21,916	24,493	25,065	23,467	24,335	20,586	21,863	19,841	23,041	21,581
		力率[%]	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
8	伊佐沼浄水場	契約電力[kW]	176	176	176	176	176	176	176	176	176	176	173	173
		最大需要電力[kW]	160	173	157	157	154	170	163	157	157	155	157	161
		使用電力量[kWh]	28,331	30,494	31,349	28,688	23,397	30,805	31,381	23,826	26,746	23,847	26,800	26,534
		力率[%]	96	95	94	94	95	95	95	95	95	95	95	96

別紙3 各施設の電気使用実績

No.	施設名	項目	令和7年					令和8年						
			8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
9	郭町浄水場	契約電力[kW]	72	72	72	72	72	72	72	72	72	72	72	72
		最大需要電力[kW]	72	72	70	71	69	69	70	69	69	70	72	72
		使用電力量[kWh]	15,112	14,108	11,344	9,174	11,078	9,724	10,583	10,747	11,418	11,338	13,724	13,000
		力率[%]	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
10	岸町下雨水排水ポンプ場	契約電力[kW]	54	5	5	5	5	5	5	5	5	5	4	4
		最大需要電力[kW]	2	2	4	1	2	2	3	3	2	2	2	4
		使用電力量[kWh]	606	622	614	634	842	1,272	1,399	1,136	1,109	904	854	825
		力率[%]	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
11	鯨井雨水ポンプ場	契約電力[kW]	89	24	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18
		最大需要電力[kW]	15	14	16	17	15	17	13	18	16	17	16	17
		使用電力量[kWh]	696	695	664	909	1,325	1,637	1,573	1,065	783	687	692	689
		力率[%]	100	100	100	100	100	100	100	100	100	96	91	76
12	上新河岸雨水ポンプ場	契約電力[kW]	97	35	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26
		最大需要電力[kW]	24	17	26	23	4	3	3	3	6	24	4	26
		使用電力量[kWh]	840	829	916	818	910	1,266	1,483	1,143	1,012	751	793	938
		力率[%]	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
13	霞ヶ関第二雨水ポンプ場	契約電力[kW]	285	103	103	103	103	103	103	103	103	87	87	87
		最大需要電力[kW]	65	87	58	80	67	65	71	8	68	67	71	71
		使用電力量[kWh]	3,250	3,307	2,687	3,064	3,518	3,875	3,869	3,411	2,791	2,492	2,878	2,946
		力率[%]	100	99	100	99	100	100	100	100	100	100	99	100
14	中島雨水ポンプ場	契約電力[kW]	72	23	25	25	25	25	25	25	25	25	25	27
		最大需要電力[kW]	8	8	25	6	8	7	8	8	5	11	9	27
		使用電力量[kWh]	430	435	644	751	1,229	1,184	1,251	1,011	988	1,049	688	616
		力率[%]	83	83	94	100	99	99	99	99	100	99	100	98
15	月吉污水中継ポンプ場	契約電力[kW]	155	92	92	92	92	92	92	92	92	80	88	88
		最大需要電力[kW]	43	80	73	53	44	54	24	23	30	42	88	60
		使用電力量[kWh]	10,345	9,253	13,235	11,957	9,632	9,091	8,869	7,464	8,133	8,984	9,209	13,756
		力率[%]	98	97	97	97	97	97	98	98	98	98	98	97
16	芳野台污水中継ポンプ場	契約電力[kW]	149	102	102	102	102	102	102	102	102	100	100	97
		最大需要電力[kW]	97	95	89	94	89	89	91	88	91	90	93	88
		使用電力量[kWh]	22,310	24,015	20,151	20,316	19,027	17,942	19,453	18,267	21,190	19,442	21,591	22,267
		力率[%]	94	95	97	95	95	96	96	96	96	96	96	96
17	鴨田農業集落排水処理施設	契約電力[kW]	37	34	34	34	34	31	31	31	31	31	31	31
		最大需要電力[kW]	29	31	28	28	28	28	26	30	26	27	28	28
		使用電力量[kWh]	15,388	15,622	14,496	15,300	13,845	14,597	14,232	13,216	14,203	14,444	14,895	15,365
		力率[%]	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100